

兵庫県・神戸市調整会議設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県及び神戸市の事務の処理について必要な協議を行うため、地方自治法第252条の21の2に基づき「兵庫県・神戸市調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は次に掲げる事項を協議する。

- 一 県及び市が連携して取り組むべき施策のうち、特段の懸案事項
- 二 前号に掲げるもののほか、県及び市の事務の処理について必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項に掲げる者のほか、兵庫県知事及び神戸市長が必要と認めるときは構成員を加えることができる。

(会議)

第4条 調整会議は知事又は市長が招集する。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、兵庫県企画県民部及び神戸市企画調整局に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

兵庫県	神戸市
知事、副知事、企画県民部長、 神戸県民センター長 県議会の代表者 2名以内	市長、副市長、企画調整局長、 行財政局長 市会の代表者 2名以内